

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：32641

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730029

研究課題名(和文) アメリカ憲法思想史における自由主義の誕生と展開：自由主義と徳の関係を中心に

研究課題名(英文) The birth and evolution of liberalism in American constitutional history

研究代表者

清水 潤 (Shimizu, Jun)

中央大学・法務研究科・助教

研究者番号：40611455

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：従来、アメリカ憲法は自然権思想や社会契約論の強い影響を受けてきたと考えられてきた。しかし、自然権や社会契約論だけでアメリカ憲法を理解することはできない。アメリカ憲法史を通して、「徳」を重んじる共和主義的な思想がアメリカ憲法の制定や解釈に強い影響を及ぼしてきたのである。本研究では、政治参加の重視や農本主義を重んじる、アメリカ憲法制定期の共和主義思想が、労働者中心の市場経済を重視する自由主義思想へと変容したプロセスにおいて、「徳」の言語が大きな意味を持っていたことを検討した。

研究成果の概要(英文)：We usually assume that theories of natural rights and social contract deeply influenced the Constitution of the United States. However, these theories cannot explain all the aspects of the U.S. Constitution. All through American constitutional history, republicanism, which was based on virtue ethics, deeply influenced the framing and interpretation of the U.S. Constitution. In this research, I examined how republicanism changed into liberalism using the language of virtue.

研究分野：憲法

キーワード：アメリカ憲法史

1. 研究開始当初の背景

我が国におけるアメリカ建国期の憲法思想の研究としては、中野勝郎、明石紀雄、岸野薫などがある。しかし我が国の研究は共和主義の見地からの考察に偏っており、当時の法思想の自由主義的な側面は必ずしも明らかにされていないという限界がある。アメリカの文献には建国期の思想を自由主義から読み解く文献が存在するが、これらの業績が邦語の研究に十分に反映されているとは言い難く、アメリカ建国期法思想における自由主義的契機の探求は今後の課題である。

一方、19世紀後期から20世紀初頭のロックナー期となると、近年のアメリカでの研究成果を反映した邦語文献はほとんど存在せず、研究の必要性は大きい。アメリカでは既に多くの文献が存在しており、これらの研究は建国期の法思想とロックナー期の法思想との連続性を強調するものが多い。しかし、ロックナー期法思想の研究文献における建国期の法思想の分析は、『フェデラリスト』を参照するだけなどの雑駁なものに留まっており、二つの時期の法思想がどのような意味で連続しているのかについての分析は未だ不十分であって、より詳細な検討が必要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、憲法制定期から19世紀後期・20世紀初頭のロックナー期までにおけるアメリカの憲法思想史を検討することで、アメリカの自由主義的な憲法思想がいかなる背景の下に誕生・展開していったのか、いかなる内実を有していたのかを明らかにすることにある。有力な先行研究によれば、建国期憲法思想においては政治参加や市民の徳を重視する共和主義が支配的だったとされる。しかし、建国期には商業に従事する労働者の徳を賛美する自由主義思想の存在も認められる。本研究では、勤勉や儉約といった市場人の徳を擁護する思想として自由主義が建国期に胚胎し、そのような思想が19世紀に渡って存続したという仮説を論証する予定である。

3. 研究の方法

一次文献および二次文献の渉猟が中心的な方法となる。初年度はアメリカ建国期の憲法思想の研究を重点的に行う。最も重要な先行研究であるポーコックの文献によれば、市民の徳を重視する共和主義が当時支配的な思想だった。それに対して私益の追求を重視するタイプの自由主義こそ重要だったとの反論がある。しかし本研究では市場人の徳を重視するタイプの自由主義に光を当てているクラムニクの先行研究を発展させる。当時の思想家の一次文献にあたることで、建国期の憲法思想における徳論と自由主義の連関を明らかにしたい。次年度はロックナー期の研究を深化させる。19世紀アメリカの政治

経済学や当時の政治哲学を読解する作業や、当時の法律家の文献を精読する作業を行う。これらの作業を通し、19世紀において、商業や市場を重視する自由主義が大規模な展開を見せたこと、そしてその自由主義思想が徳論的な基礎を有していることを論証する。研究成果は適宜紀要に公表する。

4. 研究成果

下記の論文に研究成果をまとめた。

まず、「立憲主義・国家からの自由・徳」では、建国期の共和主義思想を一定面で受け継ぎつつ、アメリカの自由主義が徳の言語を使用していることを論証した。

アメリカ革命にも大きな影響を与えたアダム・スミスらの社会思想は、勤勉と儉約を特徴とする労働者階級の有徳性を擁護することで、来たるべく商業社会の正当性を、共和主義の言語を用いつつ論証した。

19世紀におけるアメリカの法律家たちも、かかるスミスらの社会思想を受け継ぎ、労働者の有徳性を養護しようとした。人間は徳によって豊かになるべきであって、立法や特権といった手段を通じて豊かになるべきではないと考えられたのである。

19世紀アメリカの法律家は、人間は自らの徳によって豊かになるべきであって、立法や特権によって豊かになるべきではないと信じていた。かかるパースペクティブに立って はじめて、当時の法的論争は理解可能となる。例えば、労働法は自らの勤勉や労働によらずして、立法によって労働時間を制限することで、怠惰な労働者を保護するものと捉えられた。それと同時に、帝国主義によって労働によらない富を獲得することや、相続や巨大法人といった法制度による富の獲得を彼らは批判したのである。

かかる研究内容は、日本法哲学会で報告した。

当初の予定とは異なり、アメリカ憲法史における自由主義が、コモン・ロー思想の影響を大きく受けていることを研究過程で発見し、その研究も行うことになった。そして、その研究成果は、論文「アメリカにおける不文憲法の伝統」に公表した。

アメリカ憲法の解釈や運営にあたっては、常にコモン・ローが大きな影響を与えてきた。コモン・ローとは、中世イングランド以来裁判所を通じて普段に発展してきた不文法である。17世紀イングランドの法律家たちは、かかるコモン・ローが何であるのかについての理論化の作業を行った。それによれば、コモン・ローとは古来の不文の慣習法であり、時間による選別を越えて存続してきたが故に卓越した法であるとされる。このように優れた法であるコモン・ローを議会や王が一時的な意思によって覆すことは許されないとされたのである。

かかるコモン・ロー理解は、建国期アメリカの著名な法律家であるジェイムズ・ウィルソンやジョセフ・ストーリーにも受け継がれる。彼らはアメリカ憲法をコモン・ローの伝統の中で理解したのである。

19世紀アメリカの法律家たちは、裁判所を通じて時間をかけて発展してきたコモン・ローこそを卓越した法とみなしていた。かかる法思想は、当然に憲法理論にも大きな影響を与えた。当時、すでにアメリカは成文憲法典を有していた。それにもかかわらず当時のアメリカの法曹はアメリカ憲法は古来の不文の慣習法、不文法であると論じたのである。それによれば、アメリカ憲法とは制憲者の一時の意思の産物なのではなく、古代イングランド以来受け継がれてきた伝統の産物なのであった。条文や憲法典には回収しきれない憲法の実体と精神は、古来の慣習や判例法の中に存在するとされたのである。

古来の不文の慣習法をこそ卓越した法とみなす、17世紀イングランド以来のコモン・ロー理解は、19世紀アメリカの法律家の法思想にも大きな影響を与えた。当時のアメリカの法律家たちは、裁判所を通じて時間を通じて発展してきた不文法、慣習法、判例法、すなわちコモン・ローこそを卓越した法とみなしていた。その一方で、民主政の過程の中で選挙に勝った多数派がいつかの意思で作る方、すなわち制定法に対しては懐疑の目を向けていた。かかる研究については、東京法哲学研究会および、中央大学公法研究会で報告を行った。

また、上記の研究成果を、日本法との比較の見地を加えつつ、国際学会で報告した。その報告では、英米法における、コモン・ローが政府権力を拘束するとの法思想の存在、その理由として、長きに渡って法律家によって洗練されてきた法原理は憲法上も尊重されるべきとの思想の存在を指摘した。そのうえで、本報告では、日本の憲法判例においても同様に、民事法や刑事法で時間をかけて形成されてきた法原理が憲法的尊重を受けていることを検討した。報告の内容はアメリカのジャーナルに現在投稿中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

清水潤、アメリカにおける不文憲法の伝統 (3・完) 中央ロー・ジャーナル 10 巻 3 号、

2013。

清水潤、アメリカにおける不文憲法の伝統 (2) 中央ロー・ジャーナル 10 巻 2 号、2013。

清水潤、アメリカにおける不文憲法の伝統 (1) 中央ロー・ジャーナル 9 巻 2 号、2012

清水潤、立憲主義・国家からの自由・徳(2) 中央ロー・ジャーナル 8 巻 4 号、2012。

〔学会発表〕(計 5 件)

Jun Shimizu, "Common Law Constitutionalism and Its Counterpart in Japan," December 2014, UCLA School of Law Visiting Scholar Presentation, Los Angeles, California.

Jun Shimizu, "Common Law Constitutionalism and Its Counterpart in Japan," August 2014, 2014 the 9th East Asian Conference on Philosophy of Law, Seoul, South Korea.

清水潤、ロックナー・コートにおける徳の人間像、2012年、日本法哲学学会。

清水潤、アメリカにおける不文憲法の伝統、2012年、東京法哲学研究会。

清水潤、アメリカにおける不文憲法の伝統、2012年、中央大学公法研究会。

〔図書〕(計 1 件)

大沢秀介 = 大林啓吾編著、確認憲法用語、2014年。有斐閣。総 137 頁、該当 56 - 58 頁。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清水潤 (SHIMIZU, Jun)
中央大学法科大学院助教
研究者番号： 40611455

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：